

## 青森県むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金

対象地域	むつ小川原開発地区等（六ヶ所村及び三沢市）
対象企業	むつ小川原開発地区等に立地する企業
補助対象	工業又は事業場の用地及び工場等の従業員の福利厚生施設用地の取得に要する経費
要件	次の要件を満たすこと。 （１）用地取得後、原則として３年以内に操業等が見込まれるもの （２）操業開始後１年以内に雇用創出効果が５人以上見込まれるもの （３）用地取得面積が１，２００㎡以上
補助額	用地１㎡あたり５，０００円 （国の補助金の交付を受けている場合にあつては、１㎡あたり２，５００円）